

小千谷カントリークラブ カート利用約款

本約款の目的

第1条 この約款は、当ゴルフ場の乗用カート(以下「カート」と称します)の利用に関する基準を定め、施設利用者および従業員の安全、ならびに施設の保全を図りかつ施設利用の充実を期することを目的とします。

本約款の遵守

第2条 カートの運転者(以下「運転者」と称します)は、当該カートの同乗者(以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します)は、カート利用に関し、キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず本約款を遵守する義務を負います。

利用の申込

第3条 1) カート利用の申込は「小千谷カントリーゴルフ場利用約款」第1条記載の利用約款の成立に含まれております。
2) カート利用の承認は、利用者全員が第1項の申込を終えた後、係員がカートを提供した時点で効力が生じます。

運転等の制限

第4条 1) 利用者は、係員からのカート利用に関する指示に従って下さい。
2) カートはやむを得ない事情がある場合のほかには、当ゴルフ場の指示する場所以外の走行は出来ません。
3) カートはゴルフ場施設外での利用運行することが出来ません。

運転者の資格

第5条 1) 運転者は、自動運転免許証を有する方に限ります。
2) 次の事由のある方は、運転者となることが出来ません。
①運転条件に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
②酩酊、その他の理由により、正常な運転が困難な方。

運転責任者

第6条 1) 運転者は当該カートの運転責任者となります。
2) 運転責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3) カート運転者が交替する場合は、運転責任者の変更となることを認識して利用者間の協議および責任においてこれを行って下さい。
4) カートの停止、同乗者の乗降、その他のカートの運行に関する事項は、運転者の判断と責任においてこれを行い、同乗者はカートの運行に関し運転者の指示に従って下さい。

安全運転義務

第7条 運転者は、カートの運行に関し当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

運転中の注意

第8条 1) 運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守して下さい。
①走行開始の際の注意
(イ)運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
(ロ)発進は、必ず同乗者が着座したことを確認のうえで行って下さい。
②走行の際の注意事項
(イ)カート用通路の走行に関し、走行方法等(走行方向、一旦停止等)の表示があるときは、これに従って下さい。
(ロ)起伏のある場所、上下勾配のある場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合は、予め原則のうえ低速で走行し、かつ必要に応じて同乗者に声をかけるなどして注意を促して下さい。
③停車等の際の注意事項
(イ)カートは斜面その他の不安定な場所、あるいは打球があたる可能性がある場所には停車または駐車させないで下さい。
(ロ)カートを離れるときは、必ず同乗者の降車を確認のうえ駐車装置(パーキングブレーキ・フットブレーキ)を確実にかけて下さい。
2) 運転者は、カートの運転に関し、前項に定めるほか、歩経路、カート道および管理道路を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法に準換して、これを行って下さい。

同乗者の注意事項

第9条 運転者以外の利用者は、カート利用に際し、次の事項を遵守して下さい。
1) カートの走行装置(電源・駆動・ハンドル・停止装置・駐車装置)には手を触れない下さい。
2) カートの走行中は、必ずは把持部分(アームレスト・アシストグリップ等)に掴まって下さい。
3) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう留意して下さい。
4) カートの乗車は、カートの定員を守って下さい。

貴重品及び携帯品等の責任

第10条 ゴルフ用品を含む携帯品の管理は、自己責任となります。破損、紛失、盗難等が発生した場合、当ゴルフ場は責任を負いかねます。

利用の中止等

第11条 利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき運転を禁止しカート利用を中止、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。
1) 運転者に、運転者の資格がないことが判明したとき。
2) 利用者に、本約款あるいは「小千谷カントリークラブゴルフ場利用約款」その他規約に反する行為があったとき。

事故の場合の連絡

第12条 利用者は、プレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、プレーを中止し、直ちにマスター室もしくはゴルフ場従業員にその旨を速やかに連絡しなければなりません。

事故の場合の責任等

第13条 1) 運転者は、カートの運行に関し、人身に危害を及ぼすあるいは施設(カート、その他の施設内の物品)に損傷を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を生じた場合には、不可抗力以外は、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
2) 同乗者の行動により、カート事故を生じまたはカート事故を誘発した場合には、当該事故の態様に応じて、運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3) 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合には、当該事故の態様に応じ、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。
4) 当ゴルフ場の故意または重大な過失以外は、カート事故による人的・物損損害については、一切その責任を負いません。